

# 【武雄市文化会館使用料】

## 1. 基本料金

区分		利用時間		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
		平日	土、日、休日							
大ホール	入場料を徴収しない場合		平日	12,600	25,200	31,500	35,900	53,850	65,830	
			土、日、休日	15,750	31,500	39,360	44,930	67,300	82,310	
	入場料を徴収する場合	500円以下の場合		平日	22,050	44,100	55,110	62,880	94,280	115,180
				土、日、休日	28,350	56,700	70,860	80,850	121,160	148,150
		500円を超える場合及び管利、営業、宣伝等を目的とする場合		平日	31,500	63,000	78,750	89,760	134,700	164,630
				土、日、休日	37,800	75,600	94,500	107,720	161,580	197,500
小ホール	入場料を徴収しない場合及び入場料500円以下の場合		平日	6,300	12,600	15,750	17,950	26,980	32,960	
			土、日、休日	8,180	16,370	20,460	23,300	34,950	42,830	
	入場料500円を超えて徴収する場合及び管利、営業、宣伝等を目的とする場合		平日	10,600	21,100	26,350	30,020	45,150	55,110	
			土、日、休日	12,800	25,500	31,910	36,320	54,480	66,660	
成人棟	中集会室(A・B)			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	和洋裁研修室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	中研修室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	美術アトリエ			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	小研修室(A・B)			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	和室研修室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
集会棟	料理実習室			4,080	5,450	6,810	9,550	12,280	16,370	
	大集会室(A・B)			3,250	3,770	4,400	7,030	8,180	11,430	
	小会議室A			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	小会議室B			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	和室会議室			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	小集会室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	料理実習室			2,720	4,080	5,450	6,810	9,550	12,280	
	講習室			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
青少年棟	集会室			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	音楽室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	工作実習室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	陶芸実習室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	和室研修室			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
	軽運動室			4,080	5,450	6,810	9,550	12,280	16,370	
	ミーティングホール			5,450	6,810	8,180	12,280	15,000	20,460	
	会議室(大楠)			1,670	1,880	2,200	3,560	4,080	5,760	
小ホール棟	和室(A)			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	和室(B)			1,350	1,670	1,880	3,030	3,560	4,930	
	市民ホール		展示場等として利用する場合	1日につき	7,860円					
	2階ロワイエ		展示場等として利用する場合	1日につき	7,860円					
大ホール棟	1階ロワイエ		展示場等として利用する場合	1日につき	7,860円					
	2階ロワイエ		展示場等として利用する場合	1日につき	7,860円					

### 備考

- 「入場料を徴収する」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料、招待会等名称を問わず、その催物につき入場者から入場の対価(消費税及び地方消費税を含むものとする。)を徴収することをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 練習又は準備等のため舞台を利用するときは、本表の使用料の区分に応じ、その使用料の30パーセントの額を徴収するものとする。
- 利用時間を超過して利用するときは、当該超過した1時間につき、規定の使用料の1時間当たりの金額の130パーセントの額を徴収する。ただし、午後10時以降は、午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの金額の150パーセントの額を徴収するものとする。これらの場合において、30分未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 料理実習室の使用料にはガス及び水道代を、音楽室の使用料にはピアノの使用料を含むものとする。
- 物品の展示、販売など管利を目的として利用するときは、本表の使用料の区分(大ホール及び小ホールを除く。)に応じ、その使用料の200パーセントの額を徴収する。
- 使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 2. 冷暖房使用料

区分	利用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
		大ホール	15,750	21,000	21,000	39,900	45,150
小ホール		3,460	4,620	4,620	9,240	10,390	15,010
大ホール棟	1階ホワイエ	2,100	2,730	2,730	4,830	5,460	7,560
	2階ホワイエ	2,100	2,730	2,730	4,830	5,460	7,560
小ホール棟	市民ホール	1,570	2,100	2,100	3,670	4,200	5,770
	ミーティングホール	2,100	2,730	2,730	4,830	5,460	7,560
	2階ホワイエ	1,570	2,100	2,100	3,670	4,200	5,770
小ホール棟会議室(大楠) 小ホール棟和室(A)、和室(B) 成人棟 集会棟 青少年棟		各室使用料の60パーセント					

備考 使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 3. 附属設備使用料

### (1) 照明設備

品目	単位	単価(円)
調光装置(大ホール)	1式	3,000
〃 (小ホール)	〃	1,500
クセノンピンスポットライト(2kW)	1台	1,500
〃 (1kW)	〃	1,000
ハロゲンピンスポットライト(1kW)	〃	800
スポットライト(2kW)	〃	500
〃 (1kW)	〃	300
〃 (750W)	〃	200
〃 (500W)	〃	100
パーライト	〃	400
シーリングスポットライト(大ホール)	1系統	1,000
〃 (小ホール)	〃	600
フロントスポットライト(大ホール)	〃	1,000
〃 (小ホール)	〃	600
ボーダーライト(大ホール)	1列	500
〃 (小ホール)	〃	200
アップパーホリゾンライト(大ホール)	〃	500
〃 (小ホール)	〃	200
ローパーホリゾンライト(大ホール)	〃	500
〃 (小ホール)	〃	200
フットライト(大ホール)	〃	400
〃 (小ホール)	〃	150
花道フットライト	1列	400
ストリップライト(1.8M)	1台	200
〃 (0.9M)	〃	100
エフェクトマシーン	1式	800
プラステート	1枚	200
ハイスタンド	1個	300
スタンド	〃	100
平置きベース	〃	50
コンセント(舞台用持込み電気器具)	10アンペア	200
〃 (その他)	〃	100

## (2) 舞台設備

品目	単位	単価(円)
音響反射板(大ホール)	1式	4,000
〃 (小ホール)	〃	1,000
オーケストラピット	1基	2,000
迫り	〃	1,500
所作台(大ホール)	1式	5,000
〃 (小ホール)	〃	1,000
花道所作台	〃	1,500
平台	1枚	50
開き足	1脚	30
箱足	1個	30
木台	〃	30
人形立	1本	30
木支木	〃	30
金支木	1本	30
松羽目(板)	1式	2,000
〃 (布)	〃	800
竹羽目	〃	2,000
定式幕	〃	1,000
花道揚幕	〃	500
浅黄幕	〃	1,000
紗幕	〃	1,000
金屏風(9尺)	1双	1,000
〃 (6尺)	〃	800
演壇	1式	500
司会卓	〃	100
指揮者台(譜面台含む。)	〃	300
楽団用譜面台	1台	100
プログラムスタンド	〃	100
緋毛氈	1枚	200
長布団	〃	100
上敷	〃	100
地絨	〃	1,000
スクリーン(大ホール)	1式	1,500
振り落とし装置	〃	800
スモークマシーン	1台	800
送風機	〃	300

## (3) 音響設備

品目	単位	単価(円)
拡声装置(大ホール)	1式	3,000
〃 (小ホール)	〃	1,000
マイクロホン	1本	600
ワイヤレスマイク	〃	1,000
移動用ミキサー卓(32ch)	1台	1,000
〃 (12ch)	〃	800
〃 (8ch)	〃	500
ステージスピーカー	〃	1,000
フィードバックスピーカー	〃	800
カセットテープデッキ	〃	600
ミニディスクデッキ	〃	600
コンパクトディスクプレーヤー	〃	600
効果器	〃	800
ダイレクトボックス	1個	300
マルチケーブル	1式	600
マイクスタンド	1本	100
カフボックス	1台	200
電動3点吊マイク装置	1式	1,000
マイクエレベーター装置	〃	1,000

**(4) 楽器**

品目	単位	単価(円)
グランドピアノ(大ホール)	1台	6,000
〃 (小ホール)	〃	3,000
大太鼓	1式	800

**(5) 映像設備**

品目	単位	単価(円)
オーバーヘッドプロジェクター(A)	1台	1,000
〃 (B)	〃	500
スライド映写機(A)	1台	2,000
〃 (B)	〃	500
液晶プロジェクター	〃	1,000
ビデオデッキ	〃	500
映写機持込み料	〃	1,000

**(6) その他**

品目	単位	単価(円)
風呂	1回	1,000
展示パネル	1枚	100
黒板	〃	100
ホワイトボード	〃	200
長机	1個	50
折りたたみ椅子	〃	30

**(7) 会議室用附属設備**

品目	単位	単価(円)
マイクロホン	1本	200
ワイヤレスマイク(ハンドマイク・タイピンマイク)	〃	200
長机(追加分)	1個	50
椅子(追加分)	〃	30
オーバーヘッドプロジェクター	1台	500
スライド映写機	〃	500
液晶プロジェクター	〃	1,000
ビデオ再生装置	〃	500
金屏風	1双	500
展示パネル	〃	100
黒板(追加分)	1枚	100
ホワイトボード(追加分)	〃	200
コンセント	10アンペア	100

**備考**

- 1 附属設備使用料は、午前9時から正午まで(午前)、午後1時から5時まで(午後)、午後6時から10時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における利用ごとに1回として算定する。
- 2 附属設備使用料は、この表に定めるところにより算出した合計額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 ピアノ調律料は、実費を徴収する。
- 4 練習、準備等のため附属設備を利用するときは、本表の使用料の30パーセントの額を徴収する。